

平成 28 年 3 月 24 日

仙台市教育委員会
教育長 大越 裕光 殿

仙台市いじめ問題専門委員会
委員長 本岡 愛実

第 二 次 答 申

本専門委員会は、平成 26 年 11 月 25 日付で諮問された事項について、平成 27 年 6 月 23 日付で答申を提出致しました。その後、中学校名が公表になったことにより、平成 27 年 10 月 22 日付で追加調査について諮問を受けました。

平成 27 年 6 月 23 日付答申を第一次答申とし、本答申を第二次答申として提出致します。

本事案の特徴

本事案では、生徒間からからかいやあざけりがあり、それらの行為を受けた当該生徒は精神的苦痛と感じていたが、それらいじめを行った生徒はふざけ合いとして許されていると認識し、その認識のずれが学校の指導によって修正されなかったことに起因して重大事態が発生した。

具体的には次の 4 点である。

- ① 学級内では、特に男子生徒の間において、からかいやあざけりが日頃から行われていた。当該行為を受ける者で行う者は不定であり、ときに入れ替わることもあったが、当該生徒はそのような行為を受けることが多かった。行う者は、本専門委員会が第一次答申において「関係生徒」と称した生徒たちだけではない。
- ② からかいやあざけりを、ふざけ合いの一つとして許容する生徒もいる一方で、苦痛に感じていた生徒もおり、当該生徒は後者の一人だった。
- ③ 当該生徒は、上記いじめによる精神的苦痛を蓄積させていったが、一部の生徒を除き、その心情を理解している生徒及び教職員はいなかった。
- ④ 当該生徒の自死は、上記精神的苦痛が蓄積されていったこと及び学校が適切な対応を取ることができなかったことと関連性があると考えられる。

概要

諮問事項は、第一次答申と同じく、①自死に至るまでの事実関係の調査、②自死の原因と背景、いじめとの関連性の分析、③学校及び教育委員会による対応の検証、④再発防止に向けた提言、の四点である。

①について、当該生徒が所属していた学級には、グループが複数存在し、各グループ間には学級の雰囲気を与える影響力に差異があり、その点において階層があった。そして、影響力の強いグループの存在もあって、当該学級では、日頃からからかいやあざけりが行われていた。このからかいやあざけりは、当該生徒のみを対象としたものではなかったが、おとなしく、怒りなどの感情を友人に表わさなかった当該生徒と別の生徒 1 名がからかい等の対象となることが多かった。当該生徒に対し、それらを行った者は、事案発生時の学校聴き取り調査に協力した、本専門委員会が第一次答申において「関係生徒」と

称した生徒たちだけではない。

担任教員が当該生徒保護者からの訴えに迅速に対応できなかったことが問題の一つであったことは、第一次答申で指摘した通りであるが、担任教員が生徒間のからかいやトラブルに即応しようと懸命に取り組んでいたとの発言もあった。

しかしながら、当該生徒は9月には辛そうな様子を見せていた。

部活動においても、意図的な侮辱等が行われた事実は認められなかったが、当該生徒は、部活開始時間に遅れていくなどにより二人一組で行う練習のための組を作れないことがあり、そのことに教員側は指導が必要であるとは認識しておらず、当該生徒は疎外感を募らせていったと言える。

他方、調査において家庭での親子関係に特に問題があったことを伺わせる事実は認められなかった。父親はおとなしい性格の当該生徒にたくましくなってほしいと種々の手法で励ましていた。しかし、当該生徒は中学校入学以降、だんだんと口数が少なくなっていく、7月以降には、家のなかの物にあたることなどが増えていった。両親はそのような行為について気持ちを受け止めるようにし、原因はいじめにあると考え、学校にしばしば相談していた。

②については、本専門委員会では、第一次答申以来、いじめの定義について、いじめ防止対策推進法第3条「一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」として審議を進めた。第一次答申において示した、②の記述に誤りとして訂正すべき点はない。第一次答申で認定した、いじめに関わる5件の出来事についても変更はない。第一次答申は、上記5件の出来事以外のいじめの可能性を否定するものではなかったが、追加調査により、上記5件以外にも日頃から当該生徒に対しからかい及びあざけりといったいじめがあったことなどが判明した。その結果、上記5件を含め、日頃から行われていたからかいやあざけりのいじめ及びこれに対し学校が適切な対応を取らなかったことと、自死の間には関連性があると考えられる。

③については、

(1) 教育委員会が事案発生からいじめ問題専門委員会による答申提出まで、ご遺族から公表しないでほしいという要望を受けて、ご遺族に過重な負担を負わせないと配慮から、非公表とした対応は二次被害防止の観点からも妥当と考える。当該生徒自死第一発見者には、未成年者の家族も含まれ、ご遺族各位の心的状況は極めて不安定であったことをふまえ、強要と受け取られるような説得を避けつつ、ご遺族に事案の公表を提示していた。それにもかかわらずご遺族からの同意が得られなかった以上、当面非公表としたことはやむを得なかった。本専門委員会もこれを是認し、非公表という条件の下での諮問を受領した。また、教育委員会事務局においては、折にふれご遺族に連絡を入れるなど教育者としての配慮を行っていた。

(2) 非公表の決定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則り、合議制の執行機関である教育委員会の意思決定は、教育委員の会議においてなされるべきであり、少なくとも臨時教育委員会の議に基づくべきであった。

(3) 本件はいじめ防止対策推進法の施行後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正後、仙台市で発生した初の重大事態であった。全国的な情報をもつ文部科学省に、非公表等の取り扱いについて適宜相談し、その妥当性を多方面から確認することもありえた。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律が定める総合教育会議に関しても同様である。

④については、学校と教育委員会双方において熱心な再発防止策が取り組まれている。教員の研修を取扱う教育センターにおいても体系的な研修プログラムが実施されている。第一次答申の提言が適切に実行に移されている。今後は、宮城県いじめ問題対策連絡協議会およびいじめ防止対策調査委員会と、仙台市いじめ問題対策連絡協議会およびいじめ問題専門委員会が、いじめ防止対応について情報共有を組織的に行う仕組みなどを検討されたい。

しかしながら、本件は、学校教育の本質的な問いを私たちに投げかける重要なものであり、そのような見方において再発防止の道程はけわしいといわざるを得ない。その問いとは、他者の心情を考えない言動が横行し、学習に前向きさのない学級集団が作りだされるのはなぜか、毎日の学校での学びが児童生徒にとって楽しいものになるにはどうしたらいいのか、しかし、それらの対応のために教職員に過重な負担がかかり、時間外勤務が当たり前のような状態であっていいのか、である。

いじめ防止はそれのみを目的とする取組だけでは実現しない。社会形成への参画意識や自己有用感などを育み、対人関係能力や他者の心情を思いはかる態度の体得、そして学力向上もその基盤となっている。そのために教育委員会は、種々の取組はもとより本件の複雑さを理解することについて、児童生徒、教職員、保護者、地域社会、関係機関を牽引していく必要がある。

とりわけ不可逆的な事態に至ることを防ぐために、日々の生活においていじめが看過されないよう、教職員・保護者・地域社会・関係機関が、また児童生徒が相互に、児童生徒らの些細な変化に気づき、関わっていく姿勢を涵養していくことが望まれる。

再発防止を願うご遺族の思いに、仙台市全体で応えていかねばならない。